

山形県農薬管理指導士 取ってみませんか？

山形県では、農薬全般について十分な知識があり、農薬の取り扱いについて指導的な役割を果たせる方を『農薬管理指導士』として認定しています。

令和8年度は以下の日程で研修・試験を行います。

認定研修

1日目（庄内）

12/8 火

13:30～16:00



認定研修

1日目（村山）

12/9 水

13:30～16:00



認定研修
2日目・
認定試験

12/10 木

10:00～15:30



満18歳以上で
実務経験が
2年以上あれば
受験ができます

毒物劇物
取扱責任者の
資格がなくても
受験できます



山形県食品安全衛生課

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
TEL 023-630-2160 FAX 023-624-8058
E-mail yshokuhinanzen@pref.yamagata.jp



詳しい情報はWEBでもご覧いただけます

山形県農薬管理指導士

検索



令和8年度山形県農薬管理指導士 認定研修及び認定試験について

1. 目的

農薬を販売される方や、ゴルフ場・防除業に従事される方を対象として、農薬を使用される方の知識向上、また農薬について安全かつ適正な取扱いや使用の推進を図ることを目的としています。

本研修（1日目及び2日目）を受講し、認定試験を受け合格すると「山形県農薬管理指導士」として認定されます。農薬管理指導士の任期は3年です。

任期終了する年次に「更新研修」を受講すると、認定期間をさらに3年更新することができます。

2. 受験資格

- ① 満18歳以上であること。
- ② 農薬取扱者として農薬の販売または使用（防除業・ゴルフ場管理等）に携わっていること。
- ③ ②の実務経験が2年以上であること。

3. 日程及び会場

○ 認定研修(1日目) ※農薬管理指導士更新研修、農薬安全使用講習会と併催

地域	日時	会場	住所
庄内 会場	令和8年12月8日(火) 13:30~16:00	水田農業研究所 大会議室	鶴岡市藤島字山ノ前 25 ☎0235-64-2101
村山 会場	令和8年12月9日(水) 13:30~16:00	山形県庁 2階講堂	山形市松波二丁目8番1号 ☎023-630-2160

○ 認定研修(2日目)及び認定試験

日時	会場	住所
令和8年12月10日(木) 10:00~15:30	山形県庁 2階講堂	山形市松波二丁目8番1号 ☎023-630-2160

4. 研修内容

○ 認定研修(1日目)

- ・農薬の適正使用と危被害防止について
(農薬事故の事例と原因、マルチローターでの防除に係る法律と注意点、住宅地や学校等の公共の場及びその隣接地での農薬使用について、農薬を取り巻く状況 等)

○ 認定研修(2日目)

- ・農薬にかかる関係法令
- ・植物防疫行政、農薬行政、農薬の一般知識
- ・農薬の安全・適正使用
- ・作物保護と農薬、病害虫、雑草と防除
- ・農薬のリスクと安全性評価
- 等

5. 認定試験

認定研修の終了後、引き続いて「山形県農薬管理指導士認定試験」を行います(試験時間 60 分)。

出題形式は五者択一式で、40 問中正答率7割以上で合格となります。

詳しくは「認定研修・試験のご案内」や山形県ホームページをご確認ください



山形県農業HP